

第 22 期 決 算 公 告

2022年6月23日

東京都新宿区西新宿2丁目1番1号
PayPay銀行株式会社
代表取締役社長 田鎖 智人

貸借対照表（2022年 3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	331,180	預 金	1,461,796
預 け 金	331,180	普 通 預 金	1,323,165
コ ー ル ロ ー ン	80,000	定 期 預 金	118,867
買 入 金 銭 債 権	332,376	そ の 他 の 預 金	19,763
金 銭 の 信 託	12,512	借 用 金	41,000
有 価 証 券	255,765	そ の 他 負 債	24,797
国 債	8,329	未 決 済 為 替 借	5,301
地 方 債	15,849	未 払 法 人 税 等	1,413
社 債	187,147	未 払 費 用	2,429
そ の 他 の 証 券	44,437	前 受 収 益	269
貸 出 金	416,761	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	11,150
証 書 貸 付	292,947	先 物 取 引 差 金 勘 定	1,077
当 座 貸 越	123,813	金 融 派 生 商 品	828
外 国 為 替	3,209	資 産 除 去 債 務	88
外 国 他 店 預 け	3,209	そ の 他 の 負 債	2,237
そ の 他 資 産	144,445	賞 与 引 当 金	244
未 決 済 為 替 貸	3,122	退 職 給 付 引 当 金	339
前 払 費 用	13	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	12
未 収 収 益	2,012	負 債 の 部 合 計	1,528,190
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	3,870	（ 純 資 産 の 部 ）	
金 融 派 生 商 品	1,623	資 本 金	37,250
中央清算機関差入証拠金	125,200	資 本 剰 余 金	4,626
そ の 他 の 資 産	8,603	資 本 準 備 金	4,626
有 形 固 定 資 産	1,205	利 益 剰 余 金	25,807
建 物	376	利 益 準 備 金	876
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	828	そ の 他 利 益 剰 余 金	24,931
無 形 固 定 資 産	8,802	繰 越 利 益 剰 余 金	24,931
ソ フ ト ウ ェ ア	8,802	自 己 株 式	△ 6,994
繰 延 税 金 資 産	1,403	株 主 資 本 合 計	60,690
貸 倒 引 当 金	△ 521	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 1,740
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 1,740
		純 資 産 の 部 合 計	58,950
資 産 の 部 合 計	1,587,140	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,587,140

損益計算書 $\left(\begin{array}{l} 2021\text{年} \quad 4\text{月} \quad 1\text{日から} \\ 2022\text{年} \quad 3\text{月} \quad 31\text{日まで} \end{array} \right)$

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	43,102
資 金 運 用 収 益	16,656
貸 出 金 利 息	14,096
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,486
コ ー ル ロ ー ン 利 息	△ 15
預 け 金 利 息	228
そ の 他 の 受 入 利 息	860
役 務 取 引 等 収 益	25,014
受 入 為 替 手 数 料	8,810
そ の 他 の 役 務 収 益	16,204
そ の 他 業 務 収 益	881
外 国 為 替 売 買 益	649
国 債 等 債 券 売 却 益	232
国 債 等 債 券 償 還 益	0
そ の 他 経 常 収 益	549
償 却 債 権 取 立 益	0
株 式 等 売 却 益	342
金 銭 の 信 託 運 用 益	0
そ の 他 の 経 常 収 益	207
経 常 費 用	37,296
資 金 調 達 費 用	91
預 金 利 息	91
役 務 取 引 等 費 用	17,233
支 払 為 替 手 数 料	3,426
そ の 他 の 役 務 費 用	13,807
そ の 他 業 務 費 用	103
国 債 等 債 券 売 却 損	75
国 債 等 債 券 償 還 損	19
金 融 派 生 商 品 費 用	8
営 業 経 費	19,301
そ の 他 経 常 費 用	565
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	404
株 式 等 売 却 損	37
そ の 他 の 経 常 費 用	124
経 常 利 益	5,806
特 別 損 失	11
固 定 資 産 処 分 損	11
税 引 前 当 期 純 利 益	5,795
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,984
法 人 税 等 調 整 額	△ 134
法 人 税 等 合 計	1,850
当 期 純 利 益	3,944

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

- 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産
有形固定資産は、建物は定額法、動産は定率法、その他は定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	1 0 年～1 8 年
動 産	5 年～1 0 年
その他	5 年
 - 無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号令和2年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、ポートフォリオの特性に応じて、個人向けの非事業性ローン、事業性ローン、住宅ローン（他行から譲り受けた債権を含む）別にグルーピングを行ったうえで、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間もしくは予想される残存期間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績もしくは予想される残存期間の倒産確率を見積り、これに担保の処分可能見込額又は保証による回収可能額を考慮し計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理部が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っております。
 - 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異の費用処理方法は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理する方法により計上しております。
 - 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。
 - ポイント引当金
ポイント引当金は、「スタープログラム」において顧客へ付与したポイント（スター）の将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上することとしております。
- 収益の計上方法
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務は、預金・貸出業務、為替業務及び投資信託関連業務に係る役務の提供であり、約束した財又はサービスが顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。また履行義務が一定の期間にわたり充足されるものについては、経過期間に基づき収益を認識しております。

会計方針の変更

（「収益認識に関する会計基準」の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによりデビットカード手数料の顧客に支払われる対価が役務取引等費用として処理する方法から、取引価格より減額する方法に変更しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当事業年度の期首残高へ与える影響はありません。

（「時価の算定に関する会計基準」等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる影響は軽微であります。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、当事業年度以降に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 5 2 1 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「5. 引当金の計上基準」「(1)貸倒引当金」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は予想損失額を見積もるための倒産確率及び損失見積期間であります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、急激な経済活動の縮小およびこれに伴う経済環境の悪化が発生していますが、個人向けの非事業性ローン、事業性ローン、住宅ローン（他行から譲り受けた債権を含む）のいずれも延滞等への影響は見られず、当社の予想損失額の見積りに大きな影響はありません。

貸倒引当金の見積りは当事業年度末時点で利用可能な情報・事実に基づき、最善の見積りを行っております。

③当事業年度以降に係る計算書類に及ぼす影響

現時点では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響の及ぶ期間と程度を合理的に推定することはできませんが、感染拡大の収束が遅れた場合には、当社の将来収益及びキャッシュ・フローに影響を及ぼすなど、その見積りに一定の不確実性が存在します。また、将来の不確実性により、最善の見積りを行った結果としての見積られた金額と事後的な結果との間に乖離が生じる可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。
なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5 8 8 百万円
危険債権額	7 百万円
三月以上延滞債権額	0 百万円
貸出条件緩和債権額	2 7 6 百万円
合計額	8 7 3 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

- 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（令和2年1月24日 内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。
2. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保資産に供している資産
- | | |
|------|----------------|
| 有価証券 | 5 3, 4 3 2 百万円 |
|------|----------------|
- 担保資産に対応する債務
- | | |
|-----|----------------|
| 借入金 | 4 1, 0 0 0 百万円 |
|-----|----------------|
- 上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保として、預け金3 3 百万円、先物取引差入証拠金3, 8 7 0 百万円及び中央清算機関差入証拠金1 2 5, 2 0 0 百万円を差し入れております。また、その他の資産には保証金敷金6 4 5 百万円が含まれております。
3. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1 9 1, 3 4 9 百万円であります。
これらは全て原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。
これらの契約は、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由のあるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
4. 有形固定資産の減価償却累計額 1, 7 1 3 百万円
5. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 1 3 0 百万円
6. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務はありません。
7. 関係会社に対する金銭債権総額 1 0, 3 4 5 百万円
8. 関係会社に対する金銭債務総額 6 6 百万円
9. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。
当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、2 4 4 百万円であります。

(追加情報)

貸出金のうち、動産・債権譲渡特例法に基づき、譲り受けた債権は9 4, 7 7 6 百万円であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益	
資金運用取引に係る収益総額	8 5 百万円
役務取引等に係る収益総額	8 6 百万円
その他の取引に係る収益総額	1, 5 7 8 百万円
2. 関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額はあります。	
役務取引等に係る費用総額	2 2 1 百万円
その他の取引に係る費用総額	3 1 百万円
3. 関連当事者との取引	

(1) 関係会社

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
親会社等	ソフトバンク株式 会社	14.87%	出資（間接）	受益権の 購入（*1）	24,000	買入金銭債 権	51,392

(*1) 取引条件は市場と同条件、あるいは格付やその他の環境を勘案し決定しております。

(2) 関係会社の子会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
その他の 関係会社 の子会社	SMBCコンシューマ ファイナンス株式会社	—	当社貸出金の 債務保証	貸出金の被保 証（*1）	111,907	—	—
				保証料の支払 （*1）	6,853	その他の 役務費用	—
親会社等 の子会社	PayPayカード [®] 株式会社	—	役員の兼任	受益権の 購入（*2）	114,000 （*3）	買入金銭 債権	123,996

(*1) SMBCコンシューマファイナンス株式会社より各種ローンの保証を受けており、保証料率は、保証履行実績等を勘案して交渉により決定しております。

(*2) 取引条件は、信用リスク及び市場金利の動向を勘案し、決定しております。

(*3) 受益権の購入の取引金額は純額を表示しております。

(3) 関係会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万 円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事 者 との関係	取引の内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者	葉玉 匡美	—	—	弁護士	—	当社監査 役	資金の貸 付 （*1）	130 （*2）	貸出金	130

(*1) 当社の住宅ローンの貸付であります。なお、利率及び返済等の取引条件は、一般取引条件と同様であります。

(*2) 資金の貸付の取引金額は期末残高を表示しております。

(注1) 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報
Zフィナンシャル株式会社

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、インターネット専業銀行として、顧客からの預金受入れ、日本銀行借入金及び市場からのコールマネーにより調達を行い、貸出金及び有価証券の購入等にて運用を行っております。主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当社では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。その一環として、デリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として有価証券及び買入金銭債権（資産全体の37%程度）であります。保有有価証券の主な内訳は、国債、地方債、財投債、社債及び投資信託であり、主にその他有価証券として保有しておりますが、一部は満期保有目的の債券として保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。保有買入金銭債権は主に個人向け債権の流動化商品を保有しております。これらは、裏付資産の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

また、貸出金（資産全体の26%程度）は個人向けの非事業性ローン、住宅ローン（他行から譲り受けた債権を含む）、並びに事業性ローンがあり、いずれも顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。なお、個人向けの非事業性ローンと、保証付き事業性ローンについては、保証会社の保証付貸出金であり、顧客の信用リスクを保証会社の契約不履行によってもたらされる信用リスクに転嫁しております。

また、住宅ローンは担保付貸出金であり、担保非保全部分が顧客の信用リスクに晒されております。

その他の金融資産として、短期のコールローンや政府関係貸出金を期中に運用しております。

当社の金融負債は、主として預金（負債全体の95%程度）であり、普通預金、定期預金及びその他の預金から成り立っております。また、日本銀行借入金及びコールマネーによる資金調達を行う場合もあります。

いずれの負債も金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、債券の相場変動のリスクをコントロールする目的で債券先物取引、金利先物取引及び金利スワップを行い、投資信託の相場変動のリスクをコントロールする目的で株価指数先物取引及び株価指数オプション取引を行っております。為替リスクに晒される債券の為替変動のリスクをコントロールする目的で、また、顧客から受け入れた外貨預金のカバー取引、または外国為替証拠金取引及びそのカバー取引を目的として、通貨先物取引及び為替予約取引を行っております。なお、これらの取引はいずれもヘッジ会計は適用しておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社では、取締役会において定めた普遍的な基本方針「クレジットポリシー」に従い、信用リスク管理体制を社内規程に定め、信用リスクのコントロールに努めております。また、資産の健全性を確保し、資産内容を客観的に反映した正確な計算書類の作成及び適切な償却引当を行うため、取締役会において自己査定及び償却引当の規程を定めております。各部門から独立した監査部が、信用リスク管理状況につき定期的に監査を行い、与信業務の牽制を行うとともに、取締役会等に監査結果の報告を行っております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当社では、金利リスク管理の対象となる資産・負債を特定した上で、そのポートフォリオから生じる現在価値変動額に対してリスク量上限を設定し、日次でその遵守状況を管理しております。また、定期的にイールドカーブの形状変化（フラットニングやスティープニング）に対する現在価値変化の分析も実施し、資産・負債に与える影響をモニタリングしております。リスクモニタリングにあたっては、フロント・ミドル・バックオフィスの組織的な分離を行ったうえで、業務部門から独立したリスク管理部において実施する体制としております。モニタリング結果は日次で社内報告を行うとともに、定期的にALM委員会や取締役会にも報告し、相互牽制体制を確保しております。

(ii) 為替リスクの管理

金利リスク管理と同様、為替リスク管理の対象となる資産・負債を特定した上で、投資額とそのポートフォリオから生じる現在価値変動額に対してリスク量上限を設定し、日次でその遵守状況を管理しております。また、定期的に為替の変動に対する現在価値変化の分析も実施し、資産・負債に与える影響をモニタリングしております。

(iii) 価格変動リスクの管理

金利リスク管理と同様、価格変動リスク管理の対象となる資産・負債を特定した上で、そのポートフォリオの取得原価に対してリスク量上限を設定し、日次でその遵守状況及び時価を管理しております。また、定期的に、ストレス発生時での価格下落に対する時価変化の分析も実施し、資産・負債に与える影響をモニタリングしております。

(iv) デリバティブ取引

金利リスク管理、為替リスク管理及び価格変動リスク管理の対象となる資産・負債の現在価値変動をコントロールする目的で保有するものについては、金利リスク管理、為替リスク管理及び価格変動リスク管理の枠組みの中で、それぞれ管理しております。また、外貨預金のカバー取引の状況、外国為替証拠金取引及びそのカバー取引の状況については、リスク管理部においてモニタリングするとともに、その結果を日次で社内報告しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

(ア) トレーディング目的の金融商品

当社は、トレーディング目的の金融商品は保有しておりません。

(イ) トレーディング目的以外の金融商品

当社において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける金融資産は、コールローン、買入金銭債権、有価証券のうち満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券、貸出金であり、これらで資産全体の59%程度を占めております。なお、現金預け金、金銭の信託及び貸出金のうち当座貸越は、期日の定めがないため金利リスク管理の対象に含めておりません。金融負債は、預金であり、負債全体の95%程度を占めております。また、デリバティブ取引は、債券先物取引、金利先物取引及び金利スワップであります。

当社では、これらの金融商品について、金利変動によるポートフォリオの現在価値の変化額として「BPV（ベース・ポイント・バリュー：金利が0.01%変化したときの時価評価変化額）」を算定し、金利変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。BPVの算定にあたっては、対象となる金融商品を商品分類ごとに、それぞれ金利期日等に応じて適切なキャッシュフローに分解し、当社が定める期間ごとの金利変動による変化額を用いております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、2022年3月31日現在、指標となる金利が1ベース・ポイント（0.01%）上昇したものと想定した場合には、当該金融商品の時価評価額が純額で85百万円減少し、1ベース・ポイント（0.01%）下落したものと想定した場合には、純額で85百万円増加するものと把握しております。

当該変化額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社では、資金調達において、短期資金（0/1～1ヶ月物）への過度の依存を防ぐために、短期の要資金調達額に対して上限を設定し、日次でその遵守状況をモニタリングしております。また大量の預金流出など緊急時の資金調達に備えるため、資金化が可能な資産の残高状況についてもモニタリングしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりであります。金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。また、現金預け金、コールローン、外国為替については短期間（6ヶ月以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債（2022年3月31日現在）（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権(*1)	—	—	301,815	301,815
有価証券				
その他有価証券				
国債	8,329	—	—	8,329
地方債	—	15,849	—	15,849
社債	—	168,185	939	169,125
外国株式	—	—	—	—
外国債券	—	20,829	12,441	33,270
その他(*2)	—	—	—	—
資産計	8,329	204,864	315,196	528,391
デリバティブ取引(*3)(*4)				
金利関連取引	—	—	—	—
通貨関連取引	△1,050	794	—	△256
株式関連取引	△26	—	—	△26
債券関連取引	—	—	—	—
デリバティブ取引計	△1,077	794	—	△282

- (*1) 買入金銭債権には、その他有価証券と同様の会計処理をしている証券化商品を記載しております。
- (*2) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日。以下、「時価算定適用指針」という）第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は金融資産11,167百万円となります。
- (*3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を、正味の債権・債務の純額で表示しております。合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。
- (*4) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債（2022年3月31日現在）（単位：百万円）

区分	時価				貸借対照表計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
買入金銭債権(*1)	—	—	30,564	30,564	30,560	4
金銭の信託	—	12,512	—	12,512	12,512	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	17,977	—	17,977	18,022	△44
社債	—	74,462	360,557	435,019	416,761	18,258
貸出金	—	—	△520	△520	△520	—
貸倒引当金（*2）	—	74,462	360,036	434,498	416,240	18,258
資産計	—	104,952	390,601	495,553	477,336	18,217
預金	—	1,461,836	—	1,461,836	1,461,796	39
借入金	—	41,000	—	41,000	41,000	—
負債計	—	1,502,836	—	1,502,836	1,502,796	39

(※1) 買入金銭債権には、満期保有目的の債券と同様の会計処理をしている証券化商品を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

(1) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格によっております。
なお、当初約定期間が短期間（6ヶ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらにつきましては、レベル3に分類しております。

(2) 金銭の信託

金銭の信託については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2に分類しております。なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(3) 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれます。相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。
また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、固定金利のうち当初約定期間が短期間（6ヶ月以内）のものは、時価は簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
なお、返済期限の定めのない当座貸越につきましては、将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク利子率に一定の調整を加えたレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。
破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。
これらにつきましては、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2に分類しております。

負 債

(1) 預金

要求払預金については、決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。
また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、残存期間が短期間（6ヶ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
これらにつきましては、レベル2に分類しております。

(2) 借入金

借入金は、残存期間が短期間（6ヶ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としており、レベル2に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引であり、取引所取引は取引所等における最終の価格、店頭取引は割引現在価値をもって時価としており、取引所取引は主にレベル1、店頭取引は主にレベル2に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債の内レベル3の時価に関する情報

(1) 時価の評価プロセスの説明

当社では経営企画部およびリスク管理部にて時価の算定に関する方針、および手続きを定めております。
第三者から入手した相場価格を使用する場合においては、時価評価に使用するインプットを用いて、当社にて再計算した結果と比較等を行い、価格の妥当性を検証しております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
コールローン	80,000					
買入金銭債権	83,174	61,660	116,432	2,953	8,515	59,672
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	12,500	—	—	5,462
その他有価証券のうち満期があるもの	42,358	48,302	20,149	6,900	40,200	68,174
貸出金（*）	74,641	141	109	162	1,146	216,746
合 計	280,174	110,104	149,190	10,015	49,861	350,056

(※) 期間の定めのない当座貸越123,813百万円は含めておりません。

(注4) 借入金その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（*）	107,227	10,778	2,500	1,139	2,596	—
借入金	41,000	—	—	—	—	—
合 計	148,227	10,778	2,500	1,139	2,596	—

(※) 預金のうち、要求払預金1,337,555百万円は含めておりません。

(有価証券関係)
貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等も含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券 (2022年3月31日現在) (単位: 百万円)				
	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	3,000	3,015	15
	その他	4,060	4,064	4
	小計	7,060	7,080	19
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	15,022	14,962	△ 59
	その他	26,500	26,500	—
	小計	41,522	41,462	△ 59
合計		48,582	48,542	△ 40

2. その他有価証券 (2022年3月31日現在) (単位: 百万円)				
	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券			
	国債	1,979	1,971	7
	地方債	15,046	14,975	71
	社債	17,912	17,870	41
	その他			
	外国債券	16,506	16,408	97
	その他	73,754	73,702	51
	小計	125,197	124,928	268
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券			
	国債	6,350	6,669	△ 318
	地方債	803	806	△ 2
	社債	151,213	152,031	△ 817
	その他			
	外国債券	16,764	16,976	△ 212
	その他	239,229	240,655	△ 1,426
	小計	414,360	417,137	△ 2,777
合計		539,558	542,066	△ 2,508

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) (単位: 百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
債券			
国債	13,568	9	△7
地方債	15,760	125	△1
社債	11,037	51	—
その他			
外国債券	4,922	37	△19
その他	18,910	342	△37
合計	64,199	565	△65

4. 減損処理を行った有価証券
- 売買目的有価証券以外の有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしております。
- 当事業年度における減損処理額はありません。
- また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。
- | | |
|-----------------|--------------------|
| 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 | 時価が取得原価に比べて下落 |
| 要注意先 | 時価が取得原価に比べて30%以上下落 |
| 正常先 | 時価が取得原価に比べて50%以上下落 |
- なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2022年3月31日現在)

(単位: 百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの (*)	うち貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないもの (*)
その他の金銭の信託	12,512	12,512	—	—	—

(*) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位: 百万円)

区分	当事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)
経常収益	43,102
うち役務取引等収益	25,014
預金・貸出業務	14,123
為替業務	8,810
代理業務	0
投資信託関係業務	79
その他業務	2,001

(*) 上表には、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報については、「重要な会計方針」「6. 収益の計上方法」に記載しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金	7 6 7 百万円
貸倒引当金	1 5 9
退職給付引当金	1 0 4
未払事業税	1 0 1
賞与引当金	8 5
有価証券償却	8 1
繰延消費税	7 2
資産除去債務	2 7
その他	1 7
繰延税金資産小計	1, 4 1 6
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	1, 4 1 6
繰延税金負債	
資産除去債務に係る有形固定資産	1 2
繰延税金負債合計	1 2
繰延税金資産の純額	1, 4 0 3 百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	7 7, 5 6 6 円 5 3 銭
1株当たりの当期純利益金額	5, 1 9 0 円 1 3 銭

(その他)

(追加情報)

ICキャッシュカード発行関連経費について、従来、発送時に一括費用処理しておりましたが、口座開設数増加により金額の重要性が増加したため、2021年4月以降に発送するICキャッシュカード発行関連経費のうち稼働が見込まれる部分については資産として計上し、カードの有効期間にわたって償却することとしております。この結果、従来、従来の方法によった場合と比較して、当事業年度の経常利益、税引前当期純利益は548百万円増加しております。

(自己資本比率)

銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、11.67%であります。